（船舶救命設備規則の規定の準用）

第五十一条の六　（略）

2　船舶救命設備規則第六十七条、第八十五条の二及び第八十六条第三項の規定は、総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船について準用する。

（消火ポンプ）

第五十一条の七　総トン数千トン以上の一般漁船（総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船を除く。）及び総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船には二個、総トン数百トン以上千トン未満の一般漁船（総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船を除く。）には一個の能力等について告示で定める要件に適合する消火ポンプを備え付けなければならない。

2　船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）第三十六条第二項の規定は、前項の規定により備え付ける消火ポンプについて準用する。

（消火栓）

第五十一条の八　（略）

2　総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船には、前項の規定により備え付ける消火栓のほか、特定機関区域の出入口の外側近くに消火栓を一個備え付けなければならない。

（消火ホース）

第五十一条の九　総トン数百トン以上の一般漁船（総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船を除く。）には、機関室又はボイラ室にあつては前条の規定により備え付ける消火栓一個につき一個、その他の場所にあつては船舶の長さ三十メートル又はその端数ごとに一個の消火ホースを消火栓の近くの目につきやすい位置に直ちに使用することができるようにして備え付けなければならない。この場合において、総トン数千トン以上の一般漁船にあつては、機関室及びボイラ室に備え付けるものを除き、合計四個以上でなければならない。

2　総トン数千トン以上の一般漁船（総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船を除く。）及び総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船には、前項及び第五十一条の十四第五項の規定により準用する船舶消防設備規則第四十条第一項の規定により備え付ける消火ホースのほかに、予備の消火ホースを一個備え付けなければならない。

3　前二項の規定により備え付ける消火ホースの数が消火栓の数に満たない場合及び第五十一条の十四第五項において準用する船舶消防設備規則第四十条第一項の規定により消火ホースを備え付ける場合には、消火ホースの継手及び第五十一条の十四第二項において準用する船舶消防設備規則第四十一条の規定により備え付けるノズルは、完全な互換性を有しなければならない。

（内燃機関のある場所における消防設備）

第五十一条の十　総トン数五百トン未満の一般漁船（総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船を除く。）には、内燃機関（ガスタービンを含み、主機又は合計出力三百七十五キロワット以上の補助機関として使用するものに限る。第三項及び第五項において同じ。）のある場所に、総トン数百トン以上五百トン未満の一般漁船（総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船を除く。）にあつては二個、総トン数百トン未満の一般漁船にあつては一個の持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器を備え付け、さらに、機関の出力七百五十キロワット又はその端数ごとに一個の持運び式の泡消火器を備え付けなければならない。

2　（略）

（船舶救命設備規則の規定の準用）

第五十一条の六　（略）

（新設）

（消火ポンプ）

第五十一条の七　一般漁船には、総トン数千トン以上のものにあつては二個、総トン数百トン以上千トン未満のものにあつては一個の能力等について告示で定める要件に適合する消火ポンプを備え付けなければならない。

2　船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）第三十六条第二項の規定は、一般漁船に備え付ける消火ポンプについて準用する。

（消火栓）

第五十一条の八　（略）

（新設）

（消火ホース）

第五十一条の九　総トン数百トン以上の一般漁船には、機関室又はボイラ室にあつては前条の規定により備え付ける消火栓一個につき一個、その他の場所にあつては船舶の長さ三十メートル又はその端数ごとに一個の消火ホースを消火栓の近くの目につきやすい位置に直ちに使用することができるようにして備え付けなければならない。この場合において、総トン数千トン以上の一般漁船にあつては、機関室及びボイラ室に備え付けるものを除き、合計四個以上でなければならない。

2　総トン数千トン以上の一般漁船には、前項の規定により備え付ける消火ホースのほかに、予備の消火ホースを一個備え付けなければならない。

3　前二項の規定により備え付ける消火ホースの数が消火栓の数に満たない場合には、消火ホースの継手及び第五十一条の十四第二項において準用する船舶消防設備規則第四十一条の規定により備え付けるノズルは、完全な互換性を有しなければならない。

（内燃機関のある場所における消防設備）

第五十一条の十　総トン数五百トン未満の一般漁船には、内燃機関（ガスタービンを含み、主機又は合計出力三百七十五キロワット以上の補助機関として使用するものに限る。）のある場所に、総トン数百トン以上五百トン未満の一般漁船にあつては二個、総トン数百トン未満の一般漁船にあつては一個の持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器を備え付け、さらに、機関の出力七百五十キロワット又はその端数ごとに一個の持運び式の泡消火器を備え付けなければならない。

2　（略）